

# 現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:R7阿土 伊島漁港海岸 阿南・伊島 護岸工事

## 工 程

### 1 他工事等との調整（対象 有）

1 本工事は島内の既設コンクリートプラントを使用してコンクリート混合物を生産する計画としているため、同じく当該プラントを使用している砂防工事と施工時期などを調整する必要がある。

### 2 施工の制限(対象 無)

### 3 作業時間帯(対象 無)

### 4 工事履行報告書(対象 無)

### 5 その他(対象 無)

## 用 地 関 係

### 1 ブロック製作ヤード(対象 無)

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公 害 対 策

### 1 事業損失防止対策(対象 無)

### 2 濁水処理(対象 無)

### 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 無)

### 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安 全 対 策

### 1 交通安全施設等(対象 有)

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

### 2 交通誘導警備員(対象 無)

### 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

### 4 建設用防護管(対象 無)

# 現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:R7阿土 伊島漁港海岸 阿南・伊島 護岸工事

## 建設副産物

### 1 建設発生土の利用(対象 有)

本工事は、次に掲げる工事等からの建設発生土を使用することを見込んでいる。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	現場内土
箇所又は住所	阿南市伊島町伊吹
運搬距離	

### 2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	橋港大潟岸壁
箇所又は住所	阿南市津乃峰町新浜
運搬距離	14.0km(8浬)
作業時間帯	

### 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 無)

### 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

### 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)

### 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)

### 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)

### 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)

### 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)

### 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)

### 11 根株等の利用(対象 無)

### 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工事用道路

### 1 工事用道路等の補修(対象 無)

## 仮設備

### 1 床掘(対象 有)

床掘の施工に際し、安全管理上特別な対策を講ずる必要が生じた場合は、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

### 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)

### 3 仮設防護柵工(対象 無)

# 現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:R7阿土 伊島漁港海岸 阿南・伊島 護岸工事

4 仮締切り(土留)(対象 無)

5 鋼矢板二重締切(対象 無)

6 水替施設(対象 無)

7 異常出水の処置(対象 無)

## その他の

1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、当初請負対象金額が5,000万円以上の工事及び低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

6 三者会議※(対象 無)

ただし、主任技術者の専任が必要な工事で、主任技術者が2つの工事を兼務(兼務届を提出する場合)し、かつ次の①～④のいずれかに該当する工事は、三者会議(三者以上の会議を含む)を実施する。

- ①橋梁、トンネル、樋門等の重要構造物工事を含む工事
- ②現場条件が特殊である工事
- ③施工に要する技術が新規又は高度である工事
- ④その他、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要がある工事

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

7 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数
場所打擁壁工	18N/mm <sup>2</sup> W/C≤60%	107	1

# 現場説明書(令和7年7月1日以降適用)

工事名:R7阿土 伊島漁港海岸 阿南・伊島 護岸工事

コンクリート被覆工	18N/mm <sup>2</sup> W/C≤60%	5	1
	合計(回)		2

## 8 セメント・モルタル吹付(対象 有)

本工事に使用するコンクリートまたはモルタルは、次の配合条件を満足するものとする。また、受注者は品質・配合について、施工前条件等がわかる資料を提出して、監督員の承諾を得なければならない。

### <モルタルの場合>

設計基準強度	水セメント比	単位セメント量	フロー値	空気量
—	—	—	—	—

### <コンクリートの場合>

設計基準強度	水セメント比	単位セメント量	スランプ	空気量
18N/mm <sup>2</sup>	60%以下	360kg/m <sup>3</sup> 以上	2cm以下	4%程度

## 9 水抜孔(対象 有)

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考
VU管	50mm	2m <sup>2</sup> に1箇所	

## 10 種子吹付(対象 無)

## 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

## 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

## 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

## 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

## 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

## 16 新技術の活用について(対象 無)

## 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

## 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

## 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>

## 20 作業船の回航・えい航について

作業船の回航・えい航について、下記のとおり見込んでいる。

工事施工時期における在港状況からこのとおりにならない場合には設計変更の対象となる。

・クレーン付台船 35~40t吊:徳島小松島港から橋港まで(17.5浬・片道)

また、工事施工後に基地港に帰港する場合は、帰港が確認できる書面または写真の提出があれば復路えい航・回航費を設計変更の対象とする。

## 21 関係機関等に対する工事説明等について

請負者は工事施工にあたって監督員と協議の上、あらかじめ関係各機関、諸団体及び地元住民等に対して工事の施工内容、工程及びその他の施工計画について説明を行うとともに、異常事態の発生が予想される場合、または発生した場合の通報及び連絡体制等を周知徹底し、工事に対する理解と協力を得なければならない。